

平成 3 0 年

赤平市議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

5 月 8 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 4 7 分 閉 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3 1 9 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）
- 日程第 5 議案第 3 2 0 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第 3 2 1 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例の一部改正について）
- 日程第 7 議案第 3 2 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 9 年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 8 議案第 3 2 3 号 赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設条例の制定について
- 日程第 9 報告第 3 1 号 平成 2 9 年度赤平市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3 1 9 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について）
- 日程第 5 議案第 3 2 0 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第 3 2 1 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例の一部改正について）
- 日程第 7 議案第 3 2 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 9 年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 8 議案第 3 2 3 号 赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設条例の制定について
- 日程第 9 報告第 3 1 号 平成 2 9 年度赤平市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○本日の会議に付した事件

○出席議員

9 名
1 番 木 村 恵 君

2番 五十嵐 美 知 君
 3番 植 村 真 美 君
 4番 竹 村 恵 一 君
 5番 若 山 武 信 君
 6番 向 井 義 擴 君
 7番 伊 藤 新 一 君
 8番 御家瀬 一 遵 君
 9番 北 市 勲 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

市 長 菊 島 好 孝 君
 教育委員会教育長 多 田 豊 君
 監 査 委 員 早 坂 忠 一 君
 選挙管理委員会 壽 崎 光 吉 君
 委 員 長 中 村 英 昭 君
 農業委員会会長

副 市 長 伊 藤 嘉 悦 君
 総 務 課 長 熊 谷 敦 君
 企 画 課 長 畠 山 涉 君
 財 政 課 長 尾 堂 裕 之 君
 税 務 課 長 田 村 裕 明 君
 市民生活課長 町 田 秀 一 君
 社会福祉課長 野 呂 道 洋 君
 介護健康推進課長 千 葉 睦 君
 商工労政観光課長 林 伸 樹 君
 農 政 課 長 若 狹 正 君
 建 設 課 長 高 橋 雅 明 君
 上下水道課長 杉 本 悌 志 君
 会 計 管 理 者 蒲 原 英 二 君
 あかびら市立病院 永 川 郁 郎 君
 事 務 長

教 育 学 校 教 育 大 橋 一 君
 委 員 会 課 長
 " 社 会 教 育 伊 藤 寿 雄 君
 課 長

監 査 事 務 局 長 中 西 智 彦 君
 選挙管理委員会 梶 哲 也 君
 事 務 局 長

農 業 委 員 会 若 狹 正 君
 事 務 局 長

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長 井 波 雅 彦 君
 " 総 務 議 事 安 原 敬 二 君
 " 係 長
 " 総 務 野 呂 律 子 君
 議 事 係

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成30年赤平市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番伊藤議員、8番御家瀬議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は6件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりでございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 議案第319号専決処分の承認を求めることについて(赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)、日程第5 議案第320号専決処分の承認を求めることについて

(赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について)を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第319号及び議案第320号につきまして関連いたしますので、一括してご説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

介護保険法により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきましては厚生労働省で定める基準を踏まえ、市町村の条例で定めることとされており、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い当該基準が改正されたことから、関係条例の一部改正につきましてさきの議会に上程し、議決いただいたところでございますが、今般さらに介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年3月22日に公布、平成30年4月1日より施行することとされ、当該基準が改正になりましたことから、所要の改正が必要となり、平成30年3月30日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

初めに、議案第319号でございますが、別紙を参照願います。

専決処分書。

赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自

治法第179条第1項の規定により専決する。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第5条につきましては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について規定しておりますが、介護職員初任者研修課程修了者に限るとした規定を加えるため、字句を追加するものです。

第16条につきましては、法定代理受領サービスの提供を受けるための援助についてを規定しておりますが、施行規則として条中の字句を改めるものです。

第46条につきましては、指定夜間対応型訪問介護について規定しておりますが、介護職員初任者研修課程修了者に限るとした規定を加えるため、字句を追加するものです。

第59条の9につきましては、指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針について規定しておりますが、第4号の字句を地域密着型通所介護従業者に、第6号中の字句を第5条の2第1項にそれぞれ改めるものです。

第59条の10につきましては、地域密着型通所介護計画の作成について規定しておりますが、第5項中の字句を地域密着型通所介護従業者に改めるものです。

第59条の19につきましては、記録の整備について規定しておりますが、記録の保存期間を5年間とするため、第2項中の字句を改めるものです。

第59条の20の3につきましては、準用の規定でございますが、地域密着型通所介護従業者として字句を改めるものです。

第61条につきましては、従業者の員数について規定しておりますが、以下この項において同じとして説明を加えるなど整理するものです。

附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するものとしてあります。

次に、議案第320号でございますが、別紙をご参照願います。

専決処分書。

赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の

人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第4条につきましては、介護予防認知症対応型通所介護の基本方針について定めてございますが、省令の改正に伴い字句を改めるものです。

第44条につきましては、従業者の員数等について定めてございますが、介護医療院として字句を改めるものです。

附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するものとしてあります。

以上、議案第319号、第320号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第319号、第320号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第319号、第320号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第319号、第320号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長(北市勲君) 日程第6 議案第321号専決処分
の承認を求めることについて(赤平市税条例の一部改正について)を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第321号専決処分の承認を求めることについて、赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことから、赤平市税条例の一部改正が必要になり、平成30年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分書。

赤平市税条例の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

本市に関連する地方税法の主な改正内容といたしましては、個人所得課税における所得控除等の見直し、土地に課する固定資産税等における特例の見直し、法人の市民税における内国法人の外国関係会社等に係る課税の特例規定の整備、納期限が延長された場合の延滞金についての規定の整備、地方のたばこ税における税率の見直しなどでございますが、このうち施行日が平成30年4月1日のもの以外は専決処分には含めず、しかるべき時期に所要の改正についてご提案申し上げることとしております。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページから7ページをご参照願います。第20条につきましては、延滞金の額の計算に用いる年当たりの割合の基礎となる日数についての規定でございますが、参照する第48条及び第52条が改正されたことにより字句を改めるものです。

第24条及び第31条につきましては、個人の市民税の非課税の範囲についての規定と均等割の税率について定めたものでございますが、それぞれ字句の整理を行うものです。

第36条の2につきましては、市民税の申告についての規定でございますが、第1項は所定の申告書の提出が不要な者のうち除外する者について字句の整理と要件を追加し、第2項として申告書の提出が必要な者のうち前年の合計所得金額が控除の合計を下回る者の提出すべき申告書の様式についての規定を追加し、第2項から第4項までを繰り下げ、引用する条項を改め、字句を整理したもので、さらに寄附金税額控除を受けようとする者の申告書の提出について規定する第6項を追加し、第5項から第7項までを繰り下げるとともに、字句を整理等するものです。

第47条の3につきましては、年金所得に係る特別徴収義務者についての定義でございますが、法の改正により字句を整理するものです。

第47条の5につきましては、年金所得に係る仮特別徴収税額等についての規定でございますが、第1項において字句を改め、第3項は第1項で準用することとする特別徴収義務者に係る特別徴収税額を読みかえるため、字句を追加するものです。

第48条につきましては、法人の市民税の申告納付についての規定でございますが、租税特別措置法に規定されている法人に係る法人税割額から控除について内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税分を法人割額から控除することが地方税法において定められたことから、第2項及び第3項を追加し、現行の第2項から第7項までを繰り下げるとともに、

引用する条項を改めるなど所要の整備を行うなどです。

8ページから17ページをご参照願います。第52条につきましては、法人の市民税に係る納期限が延長された場合の延滞金についての規定でございますが、延滞金の計算期間から控除する期間についての要件を明確化することとして地方税法が改正されたことから、準用規定を追加するとともに、字句の整理など所要の改正を行うものです。

第53条の7につきましては、特別徴収税額の納入の義務等を規定したものでございますが、退職手当等の支払いの際に所得割を徴収する義務等について定めた地方税法施行規則が改正になったことに伴い引用する条項を改めるものです。

附則でございますが、第3条の2は延滞金の割合等の特例について、第4条につきましては納期限の延長に係る延滞金について定めたものでございますが、第48条及び第52条の改正に伴いそれぞれ引用する条項を改めるものです。

第10条の2につきましては、固定資産税等の税標準の特例に対する乗率をわがまち特例として定めてございますが、引用している地方税法が改正されたことに伴い第1項の乗率を法の基準を参酌して改正し、第3項を削除し、第5項から第7項までを繰り上げ、改正後の第4項の乗率を法の参酌基準に準拠し改め、第7項として指定避難施設の避難用部分に係る固定資産税に係る特例を追加し、第8項について引用する条項を改め、改正後の第9項に津波防災地域づくりに関する法律による協定避難家屋に係る特例を、第1号に指定避難用償却資産に係る特例を追加するとともに、第9項から第11項を繰り下げ、改正後の第11項において引用する条項を改め、第13項の次に第14項として水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例を、第15項に地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例を、第16項にバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例を、第17項に特定太陽光発電設備に係る特例を、第

18項に特定風力発電設備に係る特例についての規定を追加し、それぞれ国の基準を参酌することとして所要の整備を行い、第12項から第19項までを繰り下げるとともに、改正後の第19項から第21項において引用する法の条項を改めるものです。

第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したものでございますが、第3項から第11項について地方税法の改正に伴い引用する条項を改めるとともに、字句の整理を行い、第12項は地方税法において高齢者、障がい者等の利用の利便性及び安全性の向上を目的とした一定の改修工事が行われた既存建築物について固定資産税及び都市計画税の減額措置の規定が創設されたことから、新たに追加したもので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について定めるものです。

18ページから27ページをご参照願います。第11条から第15条につきましては、平成30年度の固定資産税の評価がえに伴い土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の負担調整措置について定めてございますが、第11条は土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義について、第11条の2は土地の価格の特例について、第12条は宅地等に対して課する固定資産税の特例について、第13条は農地に対して課する固定資産税の特例について、第15条は特別土地保有税の課税の特例についてそれぞれ地方税法の改正に伴い字句を改め、規定を整備するものです。

第18条の6につきましては、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額を受けようとする者がすべき申告についての規定を新たに定めたものでございますが、内容につきましては第10条の3第12項の固定資産税に関するものと同様であります。

前条の追加により繰り下がった改正後の第18条の7から第18条の16につきましては、平成30年度の固

定資産税の評価がえに伴い土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の負担調整措置についての規定でございます。

第18条の7は、宅地等に対して課する都市計画税の特例について、第18条の8は宅地等に対して課する都市計画税の特例の適用の対象が商業地である場合のうち負担水準が当該商業地等の課税標準に対する基準割合を上回る場合の特例について、第18条の9は都市計画税の特例の適用の対象が商業地等である場合のうち負担水準が課税標準となる価格よりも低い場合の特例について、第18条の10は負担水準が60%から70%になる場合の特例について、第18条の11は負担水準が70%を超える場合の特例について、第18条の12は農地に対して課する都市計画税の特例について、第18条の13は市街化区域農地に対して課する都市計画税の特例について、第18条の14は市街化区域農地の特例を適用される農地に対する課税標準の算出方法の読みかえについて、第18条の15は前号各項における用語の意義について、第18条の16は地方税法において固定資産税等の課税標準の特例の規定がある場合の読みかえについてそれぞれ定めたものでございますが、適用年度を改めるなど所要の改正を行うものです。

改正附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するとしたものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第321号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第321号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第321号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（北市勲君） 日程第7 議案第322号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度赤平市一般会計補正予算）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君）〔登壇〕 議案第322号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成29年度赤平市一般会計補正予算（第11号）につきましては、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月30日付をもって専決するものであります。

記といたしまして、平成29年度赤平市一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第11号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ57万9,000円を追加し、予算の総額を103億7,703万6,000円とするものであります。

事項別明細書6ページをお願いいたします。2款

1 項 9 目企画費57万9,000円の増額は、寄附金収入に伴うあかびらガンバレ応援基金積立金を計上するものであり、その歳入として4ページのふるさとガンバレ応援寄附金を同額補正するものです。

なお、返礼品等に伴う費用につきましては、年度末のため現行予算での対応といたします。

以上、議案第322号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第322号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第322号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第322号について採決いたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（北市勲君） 日程第8 議案第323号赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。若山議員。

○5番（若山武信君） ただいま議長のほうから議案第323号赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設条例の制定についての提案ございましたけれども、これから提案するに当たりましてちょっと議運を開催して、一部質疑を行う必要があるところが出てきておりますので、一時休憩をとりまして、議運を開催していただきたい、このようにお願いするところでございます。

○議長（北市勲君） では、暫時休憩します。

（午前10時31分 休憩）

（午前11時35分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第323号について説明を求めたいと思います。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第323号赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

本条例に関しましては、平成30年第1回定例会でご提案させていただき、条例上指定管理に関する読みかえ規定に対して減免規定が拡大されるおそれがあるとの理由から、採決の結果否決となったところでございます。前回提案の条例内容と同様の条文内容につきましては説明を省略させていただき、修正内容についてのみご説明を申し上げます。

現時点におきましては、指定管理者制度の活用につきまして見通しがない状況でございますので、第1回定例会での採決結果を重視させていただき、前回ご提案させていただいた指定管理者に係る読みかえ規定を位置づけた第9条のみならず、指定管理者による管理を位置づけた第8条の2項目を削除し、第10条の規則への委任の条文を第8条とさせていただき、施行期日に関しましては展示委託等の検定終了後の7月7日とさせていただいたところでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
木村議員。

○1番（木村恵君） ただいま説明でありましたけれども、当面指定管理の予定がないということで、今回は指摘されていた読みかえ規定のみではなく、指定管理の条項も削除したということになります。具体的にその辺をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 本提案条例に関しましては、3月議会で、先ほど総務課長のほうからも説明ありましたが、否決された結果を重視させていただき、また現状といたしまして指定管理に対する見通しが無いといった状況から、関連する条項2項目につきまして削除をさせていただき、さらにガイダンス施設の周知及びPR等の取り組み作業を早目に進めるためにもこのたびの臨時議会でご提案をさせていただきましたので、この点ご理解いただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 指定管理の見通しが無いので、関連する2つを今回削除したということです。さきの予算委員会では、赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条において協定締結を行うこととなっているため問題は生じないのだという見解が出されておりました。それによって反対ということになったのですけれども、いずれこの指定管理になった場合は同じ議論になる可能性というのはでは排除されないという形になりますが、見解は変わっていないのかお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） ガイダンス施設を開設いたしまして、数年後に効率、効果的な運営管理、これらが可能な団体が発生した場合につきましては慎重に協議をさせていただき、指定管理を依頼すべきと判断したときには3月議会で指摘を受けま

した内容を含めまして条例内容をしっかりと検討いたしまして、必要に応じた条例改正案について議会で改めた審議をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） わかりました。いずれにしても、当面は施設運営を指定管理に委ねないということは新聞報道とおりであって、今の考えだということでした。

さきの定例会において討論の中で申し上げましたように、私はこの条例が必要な条例だという見解は変わっておりません。当然オープンさせないとかおくらせたいということも思っておりません。ただし、炭鉱遺産全体の活用に対してはまだ市民理解が得られているとは言えない、言いがたいということから、誠意あるガイダンス運営に資する設置条例とは言えないということを申し上げてきました。今回指摘を真摯に受けとめて修正されたということだと受けとめたいと思います。重ねて炭鉱遺産全体の活用に関しては議会の指摘、議決をしっかりと受けとめて市民理解を最優先に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） まず、ことしオープン予定の炭鉱遺産ガイダンス施設については、より多くの方にご来場いただいて、地元を含め効率、効果的な活用で施設運営していきたいと思っております。昨年の炭鉱遺産市民説明会における意見として、財政負担が最大の課題であると認識をしておりますので、多額の費用を要する場合につきましては国との財源確保に努力するほか、市の実負担につきましても時の財政状況で判断をいたしまして、取り組みが可能な場合につきましては市民に対する説明会などで意見をいただき、これらを参考としながら議会のほうで審議をお願いしたいというふうを考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君） この炭鉱遺産ガイダンス施

設条例の第1条に本市における炭鉱遺産の歴史的価値を広く紹介し、市民及び来訪者の炭鉱遺産に対する理解を深め、石炭産業によって栄えた本市の歴史を後世に伝えるため、赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設を設置するというふうにあります。でも、現実のガイダンス施設というのは、駅裏にある炭鉱遺産、いわゆる赤平炭砒の遺産に関しての施設が中心になるのではないかというふうに思います。ガイドもその部分だけのガイドであります。この赤平市炭鉱遺産というふうに赤平市がつくということは、赤平市の石炭産業によって栄えた本市の歴史ということは、豊里炭鉱、赤間炭鉱、茂尻炭鉱、そういうこともあるので、本市のほかの炭鉱遺産に関してもこのガイダンス施設で展示、研究していただけるのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 向井議員、これ質疑なのけれども、今の発言を聞くと……

○6番（向井義擴君） この条例の確認をしたいということ。第1条。

○議長（北市勲君） 今あなたの質疑は質疑に該当しないような気がするのだけれども、いかがですか。向井議員。

○6番（向井義擴君） この第1条の確認をしたいということです。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 赤平市におきましては大手4山というのが炭鉱遺産としてメインとなりますが、その中では資料関係につきましては多くの資料がある炭鉱、わずかしかない炭鉱、こういったところがあります。ただ、大手4山を中心として学ぶような機会というのはつくりたいと思いますし、展示物には数は差はありますけれども、可能なものについて展示をさせていた……これまでガイダンス施設で大型な資料館ということではございませんので、全ての資料を展示し尽くせるということではなく、一定の期間がたちましたときにまたその展示物を切りかえて、リピーターを呼び込むといったような趣旨もございしますので、4山の部分で、先ほ

ども申し上げましたように、限りはありますけれども、その辺うまく調整をしながらもこういう赤平全体の炭鉱の歴史があるということを知っていただくような展示、そして説明ガイドと、こういったものに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君） ぜひそういうふうに取り組んでいただけるように強く要望していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第323号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第323号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第323号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（北市勲君） 日程第9 報告第31号平成29年度赤平市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第31号については、報告済みといたします。

○議長(北市勲君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成30年赤平市議会第2回臨時会を閉会いたします。

(午前11時47分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)